

所得の減少に対する国民健康保険料の減免

事業の休廃止や失業などで所得が大幅に減少し、保険料の納付が困難になった場合は、申請により所得割額が減免されます。

対象となる方

世帯全員（国保加入者のみ）の合計所得金額の合計が、前年と比べて30%以上減少している、または減少する見込みである世帯の方。

※譲渡所得等の、一時的に発生した所得の減少幅は、所得減少の影響に含まれません。

減額率

所得の減少率に応じた所得割額の減額率は以下のとおりです。

所得の減少率	所得割額の減額率
100%	100%
90%以上100%未満	90%
80%以上90%未満	80%
70%以上80%未満	70%
60%以上70%未満	60%
50%以上60%未満	50%
40%以上50%未満	40%
30%以上40%未満	30%